

木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動） 補助金交付要綱

（趣旨）

第1 本県の森林資源は充実し本格的な利用の時期を迎えており，県産木材の消費を拡大することは，林業・木材産業の活性化を促進し，さらに森林整備が推進されることにより，地球温暖化防止や森林環境の保全に資することが期待される。県民に広く木の良さやその活用，それによる森林環境保全への理解を広めるため，木とふれあい，学ぶ取組みである「木育」活動を行う民間団体等（以下「民間団体」という。）が行う事業に要する費用に対して，予算の範囲内において木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし，その交付等に関しては補助金等交付規則（昭和51年宮城県規則第36号。以下「規則」という。）に定めるもののほか，この要綱に定めるところによる。

（交付対象等）

第2 補助金の交付対象となる事業内容，経費及び補助率は，別表のとおりとし，他の事業の補助金との重複は認めない。

（交付の申請）

第3 規則第3条第1項の規定による補助金交付申請書の様式は，別記様式第1号によるものとし，その提出期限は知事が別に定める日とする。

2 前項の補助金交付申請書を提出するに当たって，当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税に相当する額のうち，消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）がある場合には，これを減額して申請しなければならない。ただし，申請時において当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかでないものについては，この限りでない。

3 規則第3条第2項の規定により補助金交付申請書に添付しなければならない書類は次のとおりとする。

- （1）事業計画書（事前に知事の承認を得ているもの。）
- （2）県税納税証明書（申請日から3ヶ月以内に県税事務所が発行したもの。又はそれに類するもの。）
- （3）暴力団排除に関する誓約書（別記様式第2号）
- （4）事業実施主体の規約及びそれに類するもの
- （5）事業実施主体の予算書，決算書又はそれに類するもの
- （6）補助金振込先口座の通帳等の写し
- （7）その他知事が必要と認めるもの

(交付の条件)

第4 規則第5条の規定により付する条件は、次のとおりとする。

- 1 補助金事業者は、交付対象事業の内容を変更又は補助金に増減が生じる場合においては、あらかじめ別記様式第3号により知事の承認を受けなければならない。
ただし、別表の変更要件の欄に掲げる以外の軽微な変更については、この限りでない。
- 2 補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、別記様式第4号により知事の承認を受けなければならない。
- 3 補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の遂行が困難となった場合には、速やかに知事に報告してその指示を受けなければならない。

(事業着手報告)

第5 事業実施主体は、補助金の交付決定に基づき事業に着手したときは、別記様式第5号により知事あてに報告するものとする。

(事業完了報告)

第6 事業実施主体は、交付対象事業の完了後、当該事業の完了年度内に第7の規定による事業実績報告書を提出できない場合は、速やかに別記様式第6号による事業完了報告書を知事に提出するものとする。

(実績報告)

- 第7 規則第12条第1項の規定による補助事業実績報告書の様式は、別記様式第7号による。
- 2 第3第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請をした者は、前項の補助事業実績報告書を提出するに当たり、当該補助金に係る消費税及び地方消費税仕入控除税額が明らかになった場合は、これを当該補助金額から減額して報告しなければならない。
 - 3 規則第12条第1項の規定により補助事業実績報告書に添付しなければならない書類は、次のとおりとする。
 - (1) 事業実績書
 - (2) 事業実施時の写真、事業成果品等事業の実施状況が分かるもの。
 - (3) 事業実施に係る領収書等の出納関係が分かるもの。
 - (4) その他知事が必要と認めるもの

(補助金の交付方法)

第8 補助金は、規則第13条に規定する補助金の額の確定後に交付するものとする。ただし、知事は、補助事業の遂行上必要と認めるときは、規則第15条ただし書きの規定により、概算払により交付できるものとし、その請求書の様式は、別記様式第8号によるものとする。

(消費税仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第9 第3第2項ただし書きの規定により補助金の交付申請を行った事業実施主体は、第7第1項の実績報告書を提出した後において、当該補助金に係る消費税及び地方消費税の仕入控除額が確定した場合には、その金額を(第3第2項の規定により減額した場合にあっては、その金額が減じた額を上回る部分の額)を別記様式第9号により速やかに知事に報告するとともに、知事の返還命令を

受けてこれを返還しなければならない。

(帳簿及び書類の備付け)

第10 事業実施主体は、財産管理台帳及びその他関係書類を整備保管しなければならない。

(書類の提出)

第11 この要綱により知事に提出する書類は、2部とする。

2 前項の規定による書類を提出する場合において、所轄する地方振興事務所長を経由するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和2年4月22日から施行し、令和2年度予算に係る補助金に適用する。

2 この要綱は、次年度以降の各年度において、当該補助金に係る予算が成立した場合に、当該補助金にも適用するものとする。

3 みんなで広げる「木育」活動推進事業補助金交付要綱（平成30年5月1日施行）は、廃止する。

別表

事業名	事業実施主体	交付対象事業	補助対象経費	補助率	変更要件
木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）	別に定める要件を満たす以下の団体 特定非営利活動法人, ボランティア団体, 木材又は林業関連事業者等が組織する団体, 木材及び林業関連事業者, 宮城県木材協同組合, 宮城県森林組合連合会又は森林組合 等	宮城県の森林・林業・木材産業の普及啓発につながる「木育」に関する事業	賃金, 謝金, 旅費, 使用料及び賃借料, 需用費, 役務費, 委託料	事業対象経費の 1/2以内で, 1件あたり上限500千円とする。	(1)事業実施主体の変更 (2)補助金額の増額又は30%以上の減額

※補助対象経費について、木育活動以外で使用可能となる耐久消費財は含まない。

別記様式第1号

年度木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）補助金交付申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名 ㊤

年度において、木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）を下記により実施したいので、補助金等交付規則第3条の規定により、木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）補助金金円を交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(単位：円)

事業項目	事業量	事業費	事業費内訳			備考
			県費	自己負担	その他	

3 事業完了（予定）年月日 年 月 日

4 収支予算

① 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
県 補 助 金		
自 己 負 担		
そ の 他		
計		

② 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	積 算 の 基 礎
計		

5 口座振替名義及び番号

金 融 機 関		支 店 名	
口 座 種 別		口 座 番 号	
口 座 名 義 人	(カナ)		
	(漢字)		

6 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 県税納税証明書（申請日から3ヶ月以内に県税事務所が発行したもの。又はそれに類するもの。）
- (3) 暴力団排除に関する誓約書（別記様式第3号）
- (4) 事業実施主体の規約及びそれに類するもの。
- (5) 事業実施主体の予算書，決算書又はそれに類するもの。
- (6) 補助金振込先口座の通帳等の写し
- (7) その他知事が必要と認めるもの

暴力団排除に関する誓約書

宮城県知事

殿

申請者住所
団体名
代表者氏名

㊦

私は、下記1及び2のいずれにも該当せず、将来においても該当しないことを誓約します。
この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、当方が不利益を被ることとなっても、異議は一切申し立てません。

記

1 事業実施主体として不適当な者

- (1) 暴力団（暴力団排除条例（平成22年宮城県条例第67号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等（同条例第2条第4号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）であるとき
- (2) 事業者（暴力団排除条例第2条第7号に規定する事業者をいう。以下同じ。）の役員等（個人である場合はその者、法人その他の団体である場合は役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、当該団体に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含む。）をいう。以下同じ。）が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用するなどしているとき
- (3) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- (4) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- (5) 事業者の役員等が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

2 事業実施主体の相手方として不適当な行為をする者

- (1) 暴力的な要求行為を行う者
- (2) 法的な責任を超えた不当な要求行為を行う者
- (3) 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為を行う者
- (4) 偽計又は威力を用いて補助事業を担当する県職員等の業務を妨害する行為を行う者
- (5) その他前各号に準ずる行為を行う者

別記様式第3号

年度木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）変更承認申請書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名 ㊟

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました 年
度木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）について、事業の内容等を下記のとおり変更したい
ので、承認されるよう申請します。

記

1 変更の理由

2 変更計画の事業の内容

3 事業の内容等

(単位：円)

事業種目	事業量	事業費	事業費内訳			備考
			県費	自己負担	その他	

(注) 上段に当初計画，下段に変更計画を記入すること。

4 事業完了（予定）年月日 年 月 日

5 収支予算

① 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	摘 要
県 補 助 金		
市 町 村 費		
そ の 他		
計		

② 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	積 算 の 基 礎
計		

(注) 上段に当初計画，下段に変更計画を記入すること。

6 添付書類

- ① 変更後の事業計画書
- ② 変更後のその他の書類

別記様式第4号

年度木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）中止（廃止）承認申請書

第 年 月 号
日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名

印

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）について、下記のとおり事業を中止（廃止）
したいので、承認されるよう申請します。

記

1 事業内容

2 中止（廃止）の理由

3 中止の期間

4 今後の見通しと対策

別記様式第5号

年度木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）着手報告書

番 年 月 号 日

宮城県知事 殿

申請者住所
 団体名
 代表者氏名 ㊟

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
 年度木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）について、下記のとおり着手しましたので報告します。

記

区 分	事 項
事 業 内 容	
施 行 箇 所	
事 業 費	円
補 助 金	円
施 行 方 法	
期 間	着 手 年 月 日
	完 了 予 定 年 月 日

(注)見積書等の写し等の着手が確認できる書類を、必要に応じて添付すること。

年度木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）完了報告書

番 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名

㊟

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
年度木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）が完了しましたので、関係書類を添えて報告
します。

記

1 補助金の交付決定額及びその精算額
(円)

(単位：

事業種目	事業費	交付決定額	精算額	備考
合 計				

2 実施期間 年 月 日から 年 月 日まで

3 実績報告書が年度内に提出できない理由

4 添付書類

(注)添付書類には、事業実施に係る領収書等の出納関係書類又は事業実施時の写真等の完了が確認
できる書類を添付すること。

年度木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）実績報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名 ㊤

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました 年度木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）について、下記のとおり事業を実施したので、補助金等交付規則第12条の規定により、関係書類を添えて報告します。

記

1 事業の目的

2 事業の内容及び経費の配分

(単位：円)

事業種目	事業量	事業費	事業費内訳			備考
			県費	市町村費	その他	

3 事業完了日 年 月 日

4 収支予算

① 収入の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減	摘 要
県 補 助 金				
自 己 負 担				
そ の 他				
計				

② 支出の部

(単位：円)

区 分	予 算 額	精 算 額	比 較 増 減	摘 要
計				

5 収支精算

(単位：円)

区 分	補助金交付 決 定 額	精算事業費 総 額	精 算 補 助 金 額	既受領 補 助 金 額	差引補助金 未 受 領 額	備 考
計						

6 添付書類

- (1) 事業実績書
- (2) 事業実施時の写真，事業成果品等事業の実施状況が分かるもの。
- (3) 事業実施に係る領収書等の出納関係が分かるもの。
- (4) その他知事が必要と認めるもの。

別記様式第8号

年度木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）概算払請求書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名 ㊤

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました
るおもてなし普及促進事業（木育活動）について、下記のとおり金 年度木の香
円を概算払によ
って交付されるよう請求します。

記

1 概算払請求の理由

2 概算払請求の内容

(単位：円)

事業項目	事業費	補助金	既受領額	今回請求額	残 額	備 考
計						

別記様式第9号

年度木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）補助金に係る
消費税及び地方消費税仕入控除税額報告書

第 号
年 月 日

宮城県知事 殿

申請者住所
団体名
代表者氏名 ㊟

年 月 日付け宮城県（ ）指令第 号で交付決定の通知のありました 年度木の香るおもてなし普及促進事業（木育活動）について、みんなで広げる「木育」活動推進事業補助金交付要綱第9の規定により、下記のとおり報告します。

記

- | | | | |
|---|---------------------------------------|---|---|
| 1 | 補助金の額の確定額
(年 月 日付け 第 号による額の確定通知額) | 金 | 円 |
| 2 | 補助金の確定時に減額した消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 3 | 消費税及び地方消費税の申告により確定した消費税及び地方消費税仕入控除税額 | 金 | 円 |
| 4 | 補助金返還相当額 | 金 | 円 |